３１０　いじめ対応マニュアル

【平成 29 年度 12 月改訂】

宍粟市立城下小学校
「いじめ」対応マニュアル

１　「いじめに対する基本姿勢」について

いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している者等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

①いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるものである。
②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④嫌がらせやいじわる等､多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。解決に向けて取り組む際には学級担任だけでなく、多くの職員が関わりながら協力体制を確立し、複数での対応を原則とする。

２　「いじめの未然防止」について

「教育活動全体を通して命や人権を大切にする心と態度を育てる」ことによって、お互いの人格を尊重しあうなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む。

（１）学校づくり
○生活アンケートの実施
○縦割り班遊び
・全校生を１２のグループに分け、月１回月曜日の朝、グループごとに遊ぶ。
○あいさつ運動
・「先 見 大 笑」を合い言葉にあいさつ運動を展開する。
（いつでも・どこでも・だれにでも）
○人権文化の生きづく学びの環境づくり
・サルビアの定植　　・学校美術館

（２）学級づくり

○各学級で一日のふり返りの時間を設定し、友だちとのよりよい関わりを考える。

・１分間スピーチの実施や自分ががんばったところや友だちのよいところをふり返りノートに書く等の取り組みを行う。

○指導的評価や一人一人を認める肯定的な評価を機会を逃さず行い、自己肯定感や自己有用感を高める。

（３）人権教育、道徳教育の充実

○子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」姿勢で指導に当たる。

○いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から起こりうるものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることを大切にして道徳教育を充実させる。

３　「いじめの早期発見・早期対応」について

児童の小さな変化を敏感に察知し、見逃さない体制づくりや実態把握に努める。

（１）コミュニケーションの充実

○声かけを積極的に行い、児童の話をしっかり聞く体制づくり

○「連絡帳」から保護者の思いを把握するとともに、連絡を密にするよう心がける。

（２）実態把握調査（いじめアンケート）

○各学期末（６月末、１１月末、２月末）にいじめアンケートを実施

○Ｑ－Ｕアンケート（生活満足度調査）を実施

４　ネット上いじめへの対応

（１）未然防止のために

家庭での観察、支援が必要であることを念頭に置き、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行えるようにする。

○内容に応じて全校朝会、学級活動などの機会を用いてインターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

○児童の機器利用状況について日常の会話や児童の日記などから把握できるよう努める

（２）問題発生時の対応

○児童の指導にあたってはその他の事案と同様に複数体制で聞き取り、家庭への連絡、指導をおこなう。

○書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。

○学校、保護者だけでは解決が困難な場合は、学校サポートチームや警察等と連携して解決にあたる。

５　「いじめが起きた場合の対応」について

いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する。

（１）いじめ事案への初期対応
　○校内いじめ問題対策委員会での対応機容疑
　○いじめへの組織的対応
　○いじめを受けている児童及び保護者への支援
　○いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言
　○周囲の児童への指導

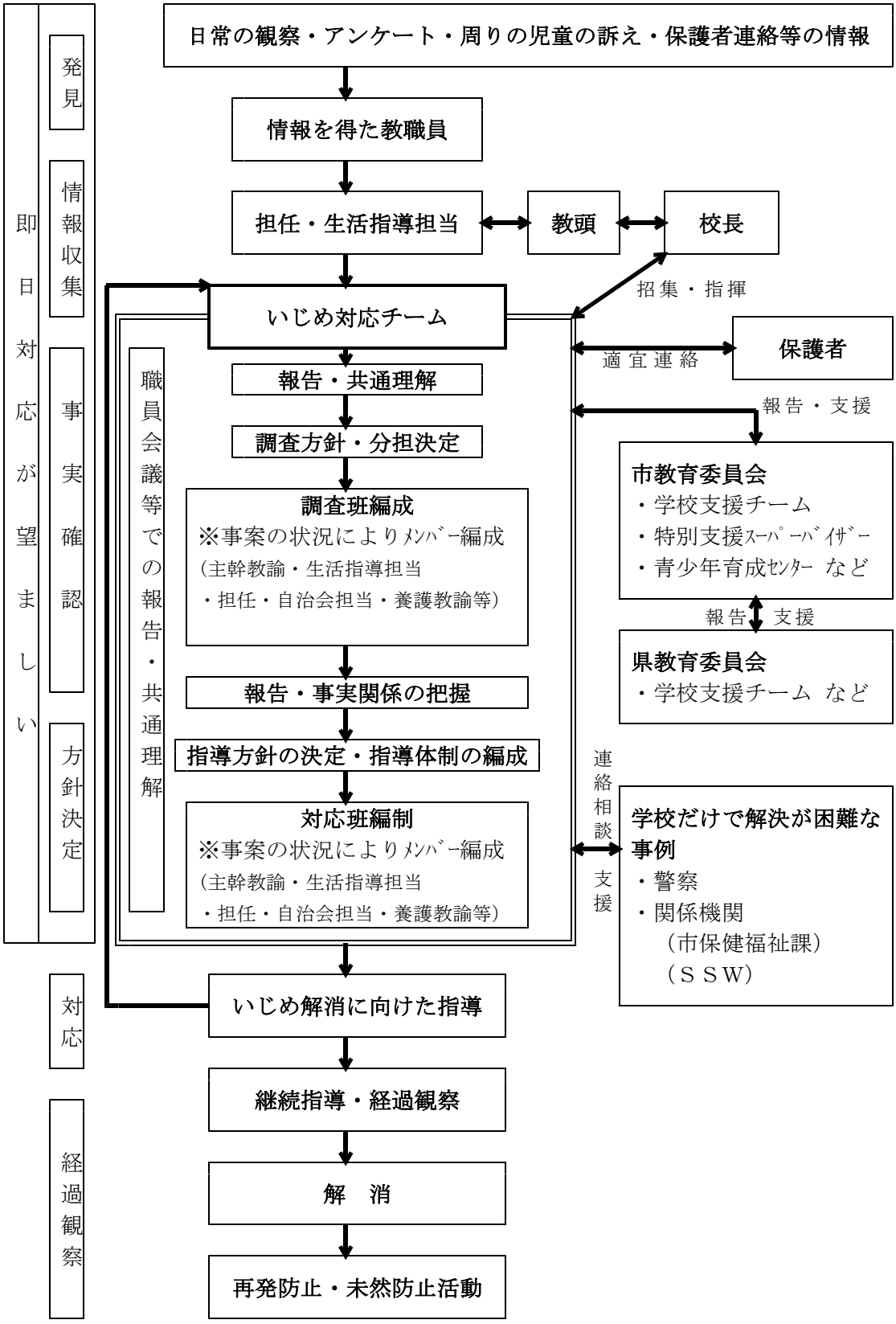
（２）いじめの解消に向けた根気強く継続的な対応
　○学校、地域、教育委員会、関係機関と連携した対応
　　【関係機関】
　　・青少年育成センター　　・家庭児童相談室　　・城の子を守る会
　　・さつき学級　　・スクールカウンセラー　・スクールソーシャルワーカー

６　「いじめ問題に対応するための校内体制」について

市や県の『いじめ問題対応マニュアル』にもとづき、「校内いじめ問題対策委員会」を最大限に機能させることを基本とし、教育相談体制や研修会・学習会を実施し、いじめのない学校づくりに努める。

（１）校内組織
　○生活指導委員会
　　・毎月第２水曜日に開催
　　・問題行動等の現状について情報交換を行い、対応について共通理解を図る。
　　　いじめと思われる事象を把握した際は「校内いじめ問題対策委員会」へつなぐ。
　○城の子を語る会
　　・月１回、気になる児童について全員で共通理解
　○いじめ問題対策委員会
　　・定例会：６月、１１月、２月
　　・緊急会議：「いじめ」と思われる事象を把握したとき
（２）教育相談体制
　○スクールカウンセラーの活用
　　・毎週火曜日の勤務日
（３）研修会・学習会
　○カウンセリング・マインド研修
　　・スクールカウンセラーを活用した研修会の実施
　　・８月に実施（職員研修として）
　○児童、ＰＴＡ合同講演会の実施
（４）小・中連携連絡会の開催
　○山崎南中学校区保幼小中パートナーシップ推進協議会　子ども理解部会の開催
　　・毎学期１回実施
　　・小中の生徒指導担当を中心に、養護教諭も含め情報交換を行う。

7　いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



８　重大事態への対応

（１）「重大事態」の定義

> いじめ防止対策推進法第２８条第１項より
> ア）「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
> （児童生徒が自殺を企図じた場合等）
> イ）「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
> （年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、
> 迅速に調査に着手）

（２）重大事態の取り扱いについて

重大事態の取り扱いについて、以下の事項を徹底する。

・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

（３）重大事態への対応

ア）調査の主体の判断

学校の設置者である市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事案への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合。
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

イ）重大事態対応の流れ

いじめの疑いに関する情報

○第２２条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

○学校の設置者に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）
ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

市教育委員会が、重大事態の調査主体を判断

学校が調査主体の場合

市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※第 22 条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなども検討する。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があるように）

※関係者の個人情報に十分配慮する。ただしいたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることはあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

調査結果を市教委に報告（市教委から市長等に報告）

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合

市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力